

報第10号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成19年10月30日に次のように控訴を提起したので、報告するとともに、承認を求める。

平成19年11月16日提出

京都市長 梶 本 頼 兼

相手方	
事件の種類	損害賠償金の支払の請求
	相手方は、住宅販売会社が相手方に売却した住宅に売却後間もないころから傾きやひび割れが生じるとともに、当該住宅の隣接地で本市が施行した排水路改良工事により傾きやひび割れの程度

<p>事 件 の 内 容</p>	<p>が拡大したとして、同社及び本市に対し、損害賠償金（総額336,600,630円）及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、同社と連帯して、69,095,814円及び遅延損害金を支払うよう命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、相手方の本市に対する請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>
------------------	--

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。